

労働条件等自主点検表

施設名称	平和の礎	対象年度	令和4年度
指定管理者名	公益財団法人沖縄県平和祈念財団		

※ 次の確認事項について、「指定管理者による確認結果」欄の該当する箇所に○又は必要事項の記載をお願いします。

確認事項		指定管理者による確認結果																		
1 労働条件の明示																				
<p>労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。</p> <p>労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む。)については、書面を交付しなければなりません。(労働基準法(以下「法」という。)第15条)</p>																				
		就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付している	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	労働契約締結時には明示していない														
		(1)	2	3	4	5														
(3～5については、改善が必要です)																				
2 就業規則																				
<p>就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的細目を定めた規則)を作成していますか。また、就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。</p> <p>常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません。(法第89条)</p> <p>また、常時各作業場の見やすい場所への掲示、備付け、書面の交付又は電子機器の設置等により労働者に周知させなければなりません。(法第106条)</p>		常時使用する労働者は10人未満である。	常時使用する労働者が10人以上である																	
			作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている	作成して監督署に届け出るが、内容が実情に合っていない	作成してあるが、監督署に届け出ていない	作成していない														
		(1)	(2)	3	4	5														
(3～5については、改善が必要です)																				
3 所定休日																				
<p>所定休日をどのように定めていますか。</p> <p>休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えなければなりません。(法第35条)</p>		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="4">週休2日制</th> <th colspan="2">週休1日制</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th>完全(毎週)</th> <th>月3回</th> <th>隔週</th> <th>月1～2回</th> <th>週1日</th> <th>4週4日</th> <th>4週3日以下</th> </tr> </table>					週休2日制				週休1日制		その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下
週休2日制				週休1日制		その他														
完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下														
			(1)	2	3	4	5	6	7											
(7については、改善が必要です)																				

確認事項	指定管理者による確認結果																														
<p>7 割増賃金 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。</p> <p>法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。(法第37条)</p> <p>※割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。</p>	<p>時間外労働・深夜労働について</p> <table border="1" data-bbox="720 181 1399 316"> <tr> <td data-bbox="720 181 922 265">2割5分以上の割増率にしている</td><td data-bbox="922 181 1187 265">2割5分未満の割増率にしている</td><td data-bbox="1187 181 1399 265">時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="811 282 859 316">1</td><td data-bbox="1057 282 1081 316">2</td><td data-bbox="1279 282 1303 316">3</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p> <p>休日労働について</p> <table border="1" data-bbox="720 451 1399 586"> <tr> <td data-bbox="720 451 922 534">3割5分以上の割増率にしている</td><td data-bbox="922 451 1187 534">3割5分未満の割増率にしている</td><td data-bbox="1187 451 1399 534">休日労働をさせているが、支払っていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="811 552 859 586">1</td><td data-bbox="1057 552 1081 586">2</td><td data-bbox="1279 552 1303 586">3</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>			2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	1	2	3	3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	1	2	3																
2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない																													
1	2	3																													
3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない																													
1	2	3																													
<p>8 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入 当該指定管理施設で勤務する従業員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。 また、未加入者がいる場合は、その理由を記載してください。</p> <p>※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に問わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(令和〇年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。</p>	<table border="1" data-bbox="720 709 1399 889"> <thead> <tr> <th data-bbox="747 709 843 765" rowspan="2">従業員数</th><th colspan="2" data-bbox="906 709 1017 765">雇用保険</th><th colspan="2" data-bbox="1065 709 1176 765">健康保険</th><th colspan="2" data-bbox="1224 709 1367 765">厚生年金保険</th></tr> <tr> <th data-bbox="874 765 922 799">加入数</th><th data-bbox="874 765 922 799">未加入数</th><th data-bbox="1065 765 1113 799">加入数</th><th data-bbox="1065 765 1113 799">未加入数</th><th data-bbox="1224 765 1271 799">加入数</th><th data-bbox="1224 765 1271 799">未加入数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="747 799 843 889">2</td><td data-bbox="874 799 922 889">2</td><td data-bbox="874 799 922 889">0</td><td data-bbox="1065 799 1113 889">2</td><td data-bbox="1065 799 1113 889">0</td><td data-bbox="1224 799 1271 889">2</td><td data-bbox="1224 799 1271 889">0</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="720 934 1399 1260"> <thead> <tr> <th data-bbox="732 934 859 990">保険の名称</th><th data-bbox="1017 934 1240 990">未加入者がいる理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="732 990 859 1057">雇用保険</td><td data-bbox="1017 990 1240 1057"></td></tr> <tr> <td data-bbox="732 1057 859 1125">健康保険</td><td data-bbox="1017 1057 1240 1125"></td></tr> <tr> <td data-bbox="732 1125 859 1260">厚生年金保険</td><td data-bbox="1017 1125 1240 1260"></td></tr> </tbody> </table>			従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険		加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数	2	2	0	2	0	2	0	保険の名称	未加入者がいる理由	雇用保険		健康保険		厚生年金保険	
従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険																										
	加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数																									
2	2	0	2	0	2	0																									
保険の名称	未加入者がいる理由																														
雇用保険																															
健康保険																															
厚生年金保険																															